

次世代育成支援対策推進法に基づく

≪ 社会福祉法人幸清会 行動計画 ≫

働く職員の皆さんのが仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策として次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：学生のインターンシップ（職業体験）を積極的に受け入れ、次世代を担う若年者が、早い段階から実際に仕事や職場を体験し、職業を理解し、働くことの意味を考え、適切な進路を選択し、安定した就職につなげるための支援をする

<対策>

令和3年4月より、引き続き、関係行政機関、学校に対して、インターンシップの実施予定について確認。その後、随時、希望事業所や実施日程、受入れ人数について確認し、事業所見学及びインターンシップの受け入れを行う。

目標2：子どもを持つ職員の方の、家庭での教育をサポートし、仕事と子育てを両立しながら、職場において能力を十分に発揮し働いていただく。

<対策>

北海道家庭教育サポート企業等制度の家庭教育推進事業の情報を積極的に活用し、職員の皆さんに対し、情報交換会で得た教育情報の提供や、広報誌の回覧、サポート企業同士での共同事業への参加呼びかけを通じて、家庭での教育支援を行っていく。

目標3：子どもを持つ職員の方が、職場において能力を十分に発揮し、安心して働いていただけるよう、施設内保育所を設置する。

<対策>

平成27年5月より、一部地域において0歳時から小学生までを対象とした施設内保育所を開設。小学生に関しては、下校後の生活の場とし、児童の健全な育成を図る。他地域においても、令和3年4月以降、段階的に施設内保育所の設置を検討する。